

京都市告示第 463 号

平成18年1月4日に提出された，地方自治法第74条第1項に基づく京都市無防備・平和都市条例制定請求を受理したので，地方自治法第74条第2項及び同法施行令第98条第1項の規定により，請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示します。

平成18年1月5日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 請求代表者

住所 京都市南区東九条南河辺町78番地2セントフローレンスパレス
十条905号

氏名 澤 野 義 一

住所 京都市上京区河原町通荒神口上る東桜町44番地の2

氏名 阿 南 孝 也

住所 京都市西京区大原野西境谷町二丁目9番地18棟306号

氏名 服 部 待

住所 京都市南区東九条北松ノ木町37番地7

氏名 佐 藤 大

住所 京都市山科区榎辻番所ケ口町1番地11

氏名 石 田 哲 夫

2 請求の要旨

「京都市無防備・平和都市条例」制定請求書

1. 請求の要旨

アジア・太平洋戦争の侵略の反省の上になんて、日本は、国民主権と平和主義を柱とする日本国憲法を制定しました。国家ではなく市民が権利の主体であることを宣言し、紛争解決のための戦争と軍隊を放棄し、相互信頼に基づく非軍事的手段による安全保障の実現を国是としたのです。しかし、この日本国憲法精神は、国民保護法に至る矢継ぎ早やの有事法制の制定、アフガニスタン、イラク戦争への加担により完全に踏みにじられようとしています。

沖縄戦の経験が示すように、戦争の最大の犠牲者は、一般住民です。この犠牲を少しでも無くし、人類を滅亡に導きかねない戦争を規制するために、ハーグ陸戦条約にはじまるジュネーブ諸条約及び追加議定書に連なる国際人道法が発展してきています。さらに、日本の平和憲法のもとでは、国際人道法は住民の平和的生存権の理念を踏まえて具体化されなければなりません。

京都市は、1983年に、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器の生産、配備、京都市域への通過、搬入、飛来、貯蔵、滞留を拒否し、戦争に協力する事務は行わないことを「非核・平和都市宣言」として市会で決議しています。日本政府が、憲法に違反し、自衛隊を公然と海外派兵し、市民の安全をあやうくさせようとする時こそ、ジュネーブ条約第1追加議定書第59条に定める無防備地域宣言に基づき、京都市が、住民を守るための非武装による平和の構築を宣言し、自衛隊桂基地の撤去を国に求めることが、住民を守るべき自治体が果たすべき責務です。

京都市は、1978年に、人権、宗教、社会体制の相違を超え、平和裡の世界的な文化交流により、優れた文化を生み出すべく「世界文化自由都市」

宣言を発しました。世界的文化遺産を数多く有するこの京都の文化を守るためには「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」第2追加議定書（1999年）にかかげる文化財の「強化保護」を国に求め、日本の文化の象徴である京都を、戦争被害から守ることこそ私たちが果たすべき責任です。

平和は、国家に依存して実現できるものではありません。住民一人ひとりが声を上げて作り上げていくものです。私たちは、京都から平和の意志を全世界に発信することが、日本の文化の中心にある京都市が果たすべき役割であると考え、直接請求という住民の条例制定の権利を行使し、京都市無防備・平和都市条例の制定を求めます。

京都市無防備・平和都市条例（案）

（前文）

「1949年8月12日のジュネーブ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書」（以下ジュネーブ条約第1追加議定書とする）は、戦争をなくしていく人類の大きな歴史の流れの中で、戦時下における兵士、一般市民の権利保護を目的として、1977年に成立した。

京都市は、1978年には、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の違いを超えて、平和のうちに自由に文化交流をすすめる「世界文化自由都市」を宣言し、1983年の市会の「非核・平和都市宣言」においては、戦争に協力する事務は行わないことを決議した。

この京都市において、日本国憲法の平和主義の理念のもと、ジュネーブ条約第1追加議定書第59条に定める無防備地域を宣言することは、国籍を問わずすべての京都市在住の人々を戦争被害から守り、世界に平和を発信する最良の手段である。

そして、市全域に数多くの世界遺産を有する京都市が、1999年の「武

力紛争の際の文化財の保護のための条約」(以下文化財保護条約)第2追加議定書の精神を踏まえ、文化を守り、創造していくためにも、無防備地域宣言が不可欠である。

第1条 (目的)

この条例は、日本国憲法の平和主義の理念、ジュネーブ条約等の国際人道法、ならびに1983年の京都市会の「非核、平和都市宣言」に基づくものであり、無防備地域宣言を行うことにより、住民の生活と安全、文化を守ることをめざすものである。

第2条 (定義)

この条例において、各号に掲げる用語を次のとおり定義する。

1 無防備地域

第1追加議定書第59条により、戦時において次の要件を満たす場合、紛争当時国からの武力攻撃が禁止される地域のことである。

- (1) すべての戦闘員ならびに、移動兵器及び移動用軍用設備が撤去されていること、
- (2) 固定した軍用の施設又は営造物が敵対的目的に使用されていないこと、
- (3) 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと、
- (4) 軍事行動を支援する活動が行われていないこと。

2 文化的財産の強化保護

「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」第2追加議定書(1999年)第10条により、文化的財産が次の3要件を満たす場合、紛争当事国からの強化された保護の下に置かれる。

- (1) 人類にとってもっとも重要な文化的遺産であること
- (2) 国内の法律及び行政上の適切な措置によって保護され、特別の文

化的及び歴史的価値の認証とともに、最高レベルの保護が与えられていること、

- (3) 軍事目的ないし軍事用地の防御のために使用されないこと、かつ、文化的財産がそのように使用されないことを保証する宣言が、文化的財産を管理する当事者によってなされていること。

第3条（市民の平和的生存権）

京都市に居住する全ての人々が、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

- 2 京都市に居住する全て人は、戦時のみならず平時からその意に反して軍事活動を目的とした権利の制約や財産の侵害、自然および文化環境の破壊を受けることはない。

第4条（戦争非協力）

日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を日常の市民生活の中に生かし、平和都市たることを宣言し、戦争に協力する事務は行わない。

第5条（無防備地域宣言）

市長は、戦時あるいはその恐れが明白な場合、第2条に定める無防備地域宣言を日本国政府及び当事国に通告する。

第6条（無防備地域の確保のための措置）

市長は、平時においても、第2条に定義する無防備地域の要件を満たす適切な措置を取ることを国に求める。

第7条（文化財の保護）

市長は、世界遺産をはじめとする京都市内の文化財を戦争によって破壊される事を防止するために、第2条に定義する文化的財産の強化保護を国に求めるとともに、有形無形の京都の文化の保護を通じて平和なまちづくりに寄与するものとする。

第8条（平和事業の推進）

戦争の防止と世界平和の実現のために、次の各号の事業を実施する。

- (1) 軍事力の行使による紛争解決としての戦争に反対する平和意識の普及・宣伝活動
- (2) 戦争に反対し、平和を希求するための住民参加の事業
- (3) 憲法、国際人道法の普及などの平和教育の推進
- (4) 平和記念物の保存、展示
- (5) 平和のための他の地方団体との交流と協力
- (6) 平和のための国際交流事業
- (7) 以上の各号に準じる条例の趣旨に沿う平和のための事業

2 前項の平和のための事業を市民が行う場合は、市長は、共催・後援その他必要な援助及び助成を行うように努める。

第9条（平和予算の計上）

前条の平和事業に必要な経費を毎年予算に計上する。

第10条（条例の施行規則）

この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 この条例は、公布後速やかに全国の自治体並びに、翻訳文を付けて、国際連合、国際連合加盟国、赤十字国際委員会、ユネスコ、その他の国に送付する。

（総合企画局政策推進室政策調整課）